

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-1  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	単位老人クラブ補助金										
		予算事業名		老人クラブ補助								
		予算事業コード		00258								
2	交付開始年度	昭和	47	年度	創設から	55	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	老人福祉法第13条、三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領、鈴鹿市老人クラブ等補助金交付要領										
7	事業の目的・概要	単位老人クラブの円滑な運営を図り、地域における高齢者の見守りや老人クラブが実施する各種事業を実施することにより、高齢者の自立した生活の継続と介護予防に資する。										
8	補助対象者	各単位老人クラブ										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	23,486	1,504	0	1,126	20,856	6.4%	0	0.0%		
		R6年度決算額	20,177	1,104	0	1,013	18,060	5.5%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	19,153 14,466	1,288 870	0	889 731	16,976 12,865	6.7% 6.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	単位老人クラブ補助金については、単位老人クラブが実施する社会奉仕・健康増進・教養講座に対し、一人あたり524円×クラブ会員数を補助している。 単位老人クラブ事業補助金(重点配分事業)については、友愛活動・ボランティア活動・世代間交流・環境美化行動をより活発に活動するクラブに対し、行政として支援する事業で毎年10クラブ程度を対象として補助している。										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領及び鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく金額										
	増減理由	クラブ数及び会員数の減										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	老人クラブは、高齢者が地域で関わり合いを持ち、自立した生活を継続するものであり、介護予防の効果も期待できる。 老人福祉法第13条に基づき地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための事業を実施すること及び援助することに努めなければならないこととなっている。		
	公平性	5	老人クラブは、概ね60歳以上の方であれば加入できる。		
	効果性	5	【評価の理由】 高齢者が地域での関わりを保ちながら、健康で自立した生活を継続するための支援である。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 高齢者の活動を促進することで健康寿命の延伸等介護状態に陥ることを防ぐことができている。また市の各部署がさまざまな事業で協力依頼、動員やアンケート等を依頼しており、地域福祉向上以外にも文化面、防災・安全面、地域づくり等幅広く貢献している団体である。		
	透明性	5 (減点) 0	会計報告は、毎年会員に報告されている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

単位老人クラブの活動は高齢者の健康維持や高齢者の社会とのつながりを進めるための有効な手段の一つである。活動の中には、世代間交流といった小学生との交流なども行っており、児童生徒、高齢者双方に良い影響を与えている。また、ボランティア活動として小学生の見守りや環境美化行動として地域における草刈り・清掃等を行うなど、さまざまな活動を行っており、市にとっても有益であるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-2  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	老人クラブ連合会補助金										
		予算事業名	老人クラブ補助									
		予算事業コード	00258									
2	交付開始年度	昭和	47	年度	創設から	55	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	団体運営費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	老人福祉法第13条、三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領、鈴鹿市老人クラブ等補助金交付要領										
7	事業の目的・概要	老人クラブ連合会の円滑な運営を図ることにより、地域における高齢者の見守りや、老人クラブが実施する各種事業により介護予防の効果が期待できる。										
8	補助対象者	老人クラブ連合会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	8,581	2,384	0	1,408	4,789	27.8%	0	0.0%		
		R6年度決算額	6,468	2,602	0	1,190	2,676	40.2%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	8,979	2,667	0	1,125	5,187	29.7%				
R8年度予算要求額	7,010	2,739	0	1,053	3,218	39.1%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	老人クラブ連合会補助金(活動促進分)については、連合会が実施する高齢者の生きがいや健康づくりのための事業に対し、市内クラブ数及び会員数に応じ、交付される補助金。 老人クラブ連合会補助金(健康づくり事業分)及び老人クラブ連合会補助金(地域支援活動分)については、高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする等県老人クラブ連合会が行う事業として適当と認められた事業について交付される補助金。										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領及び鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく金額										
	増減理由	会員数の減										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するものである。 老人福祉法第13条に基づき地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための事業を実施すること及び援助することに努めなければならないこととなっている。		
	公平性	5	老人クラブは、概ね60歳以上の方であれば加入できる。		
	効果性	5	【評価の理由】 高齢者が地域での関わりを保ちながら、健康で自立した生活を継続するための支援である。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 連合会への補助を行うことで、高齢者の活動を促進し、健康寿命の延伸等介護状態に陥ることを防ぐことができている。また市の各部局・教育委員会がさまざまな事業で協力依頼、動員やアンケート等を依頼しておりそれを連合会がとりまとめて実施しているため、地域福祉向上以外にも文化面、防災・安全面、地域づくり等幅広く貢献している団体である。		
	透明性	5 (減点) 0	会計報告は、毎年会員に報告されている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

老人クラブ連合会は単位老人クラブを統括する団体であり、41クラブの単位老人クラブが活動している中、さまざまな相談が老人クラブ連合会事務局に寄せられており、対応している。単位老人クラブの活動は高齢者の健康維持や社会とのつながりを持つことに有効であり、その活動を支えている老人クラブ連合会は市にとっても有益である。また、老人クラブ連合会はそれぞれの単位老人クラブとの関係性が既に構築できているため、老人クラブ連合会への補助をなくすことで、他市と同様に事務局を市でもつことになると、事務量及び関係性の構築など、市の経費、人件費の増大につながることを懸念されるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-3  
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	成年後見制度利用支援費助成金										
		予算事業名	在宅生活支援事業費/地域支援事業費(任意事業)									
		予算事業コード	02431									
2	交付開始年度	平成	16	年度	創設から	23	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市成年後見制度利用支援事業実施要綱										
7	事業の目的・概要	成年後見制度の利用を支援し、認知症高齢者等の生活の支援及び福祉の増進に資する。										
8	補助対象者	認知症高齢者等(ただし鈴鹿市成年後見制度利用支援費助成金内規に定める要件に該当する者)										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
			市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	1,905	0	0	0	1,905	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	1,955	0	0	0	1,955	0.0%	0	-		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	4,164 4,164	0 0	0 0	0 0	4,164 4,164	0.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	【申立支援】審判の請求に要した費用 【報酬支援】家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	家庭裁判所による基準額を参考に算出 財源は、鈴鹿亀山地区広域連合から受ける国補事業「地域支援事業費:成年後見制度利用支援事業」を活用している。										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村が積極的な役割を果たすことが規定されているとともに、高齢者の数が年々増加している中、身寄りがなく金銭的にも困窮している認知症高齢者等が増加することが見込まれるため、本補助金は必要である。		
	公平性	5	鈴鹿市成年後見制度利用支援費助成金内規に定める要件を満たす者が補助対象者となり、公平である。		
	効果性	5	【評価の理由】 この補助金を受けることで、金銭的な理由から成年後見制度が利用できない(申立ての断念、成年後見人就任者が見つからない)方が救済されることから得られる効果は高い。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 実績は、令和6年度16件。令和7年度(~8月)8件。今後、認知症高齢者の増加により、実績値の増加は必至であることから、認知症高齢者等の権利擁護に資する内容である。		
	透明性	5 (減点) 0	鈴鹿市成年後見制度利用支援費助成金内規に補助対象者の要件や上限額が明記されており、助成金額は家庭裁判所が決定する金額であるため、透明性は保たれている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-4  
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)		高齢者配食サービス支援事業補助金									
			予算事業名	在宅生活支援事業費/地域支援事業費(任意事業)								
			予算事業コード	02431								
2	交付開始年度	平成	20	年度	創設から	19	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領										
7	事業の目的・概要	居宅へ食事を個別に配達し、安否確認を実施することにより、高齢者の在宅での生活の継続及び福祉の向上に資する。										
8	補助対象者	配食と共に安否確認を実施する事業者(ただし鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領の交付対象者に該当する事業者に限る)										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
			R5年度決算額	9,600	0	0	0	9,600	0.0%	0	-	
			R6年度決算額	9,600	0	0	0	9,600	0.0%	0	-	
			R7年度当初予算額	9,750	0	0	0	9,750	0.0%			
R8年度予算要求額	9,080	0	0	0	9,080	0.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	事業者から手渡して食事の提供を受け、安否確認を希望する対象者の年間配食数に応じた金額										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領別表に定めた補助金額 財源は鈴鹿亀山地区広域連合から受ける国補事業「地域支援事業費:地域自立生活支援事業」を活用している。										
	増減理由	補助金単価の見直しによる減										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	見守り機能を有する本事業のニーズが今後も増大することが予想されるため、必要である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領に定めた要件に該当する事業者は新規参入できるため、公平である。		
	効果性	5	【評価の理由】 見守り活動により独居高齢者等の緊急時に迅速な対応が期待できる。		
		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 緊急時の早期発見、連絡、報告体制が整備されている。 <令和6年度実績> 対象者数 642名/配食実績 190,481食(年間)			
透明性	5	鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領に要件や補助金額が明記されている。また実績報告により、年間配食数を把握し補助金額を決定するため、透明性は保たれている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-5  
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)		老人福祉施設整備補助金										
	予算事業名		老人福祉施設整備費補助										
	予算事業コード		01550										
2	交付開始年度	不明	—	年度	創設から	—	年度目	3	終期	令和	8	年度	
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課				
6	根拠法令	地域介護・福祉空間整備交付金交付要領、三重県地域医療総合確保基金事業補助金交付要領											
7	事業の目的・概要	鈴鹿市高齢者福祉計画および鈴鹿亀山地区広域連合事業計画に基づき、市内で整備される福祉施設に対し補助を行う。											
8	補助対象者	施設整備事業者											
	交付先(補助対象者と異なる場合)												
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)			
			市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他							
		R5年度決算額	44,826	0	0	44,826	0	0.0%	0	—			
		R6年度決算額	15,364	0	0	15,364	0	0.0%	0	—			
		R7年度当初予算額	0	0	0	0	0	—					
R8年度予算要求額	0	0	0	0	0	—							
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、高齢者施設の改修等に必要工事費または工事請負費及び工事事務費。地域医療介護総合確保基金事業補助金については、高齢者施設の開設に当たり必要な備品等の経費または工事費。											
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	整備する施設に応じ別に定める単価、数量に基づく額											
	増減理由	申請に基づき増減する。											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	事業を計画的に進めるにあたり補助が必要である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	計画に基づき採択された事業者が補助を受けることができる。		
	効果性	5	【評価の理由】 高齢者施設の防災・感染防止体制の強化等に資する効果があるため。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 介護保険制度を計画的に運用するために、介護サービスを提供する施設の整備を推進できる。					
透明性	5	補助を受けた施設については、三重県および鈴鹿市の契約規則等に準じ契約を実施し建設等を行い、関係書類を10年間保管することとしている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-6  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	介護予防・生活支援サービス事業補助金(第1層訪問型サービスB)										
		予算事業名		社会参加・生活支援推進事業費/地域支援事業費(総合事業)								
		予算事業コード		02420								
2	交付開始年度	平成	29	年度	創設から	10	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	日常生活の機能が低下した要支援者又は事業対象者に対して、居宅を訪問し、生活援助を行うことにより、対象者の在宅生活の継続を図ることを目的とし、介護保険事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、訪問型サービスBを行う実施主体に補助を行う。										
8	補助対象者	公益社団法人 鈴鹿市シルバー人材センター										
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	285	0	0	0	285	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	244	0	0	0	244	0.0%	0	-		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	414 414	0 0	0 0	0 0	414 414	0.0% 0.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	訪問型サービスB(生活援助:対象者本人についての掃除・洗濯・調理・買い物・布団干し・話し相手・暖房器具等の日常生活に必要な器具に使用する灯油の補給)の提供に係る経費										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	利用人数:8人/年 サービス単価:1,400円/時間のうち、1,200円/時間を補助 @1,200円×320回(8人×40回/年)=384,000円 活動に関する研修会開催支援 講師料10,000円×3回=30,000円										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の施策である「地域包括ケアシステムの推進」及び高齢者福祉計画の施策である「生活支援・介護予防の推進」と合致するものであり、介護保険事業で実施する地域支援事業として、鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則で定められた事業であるため。		
		(減点) 0			
	公平性	5	補助対象者は高齢者の社会参加を促進することを目的に、国や市から支援を受けて運営している法人であり、本事業を市内全域で実施できることから、公平性は確保できている。		
	効果性	5	【評価の理由】 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための体制整備として効果がある。		
(減点) 0		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 排泄・食事摂取等の身の回りの生活行為が自立しているが一部の生活行為が難しくなっている者への援助を行うことで、自立生活意欲の向上につなげていくことが可能である。 また、支援する者が生きがいや社会参加により健康寿命の延伸につながる。			
透明性	5	介護保険サービスの制度に則り、介護支援専門員の立てたケアプランをもとに実施するサービスであり、補助対象者が公益社団法人であることから、透明性は確保できている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援活動に不可欠なケアプランに基づく高齢者を対象とした生活援助を住民主体で実施することに対する補助であり、介護保険法第115条45の2第1項の規定に基づいた国の「介護予防・生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に沿って実施しており、鈴鹿亀山地区広域連合の第9期介護保険事業計画に計画している事業であるため、継続して実施する必要がある。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-7  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	地域介護予防活動支援事業 (ふれあいいきいきサロン)										
		予算事業名	社会参加・生活支援推進事業費/地域介護予防活動支援事業費									
		予算事業コード	02421									
2	交付開始年度	平成	29	年度	創設から	10	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	介護保険事業の地域支援事業に位置付けられる、地域介護予防活動支援事業として、地域の中で高齢者が自発的に作る集いの場の活動支援を実施することにより、高齢者同士の交流を促し、介護予防や生きがいづくりに資することを目的とする。										
8	補助対象者	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会										
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
			市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	8,261	0	0	0	8,261	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	9,898	0	0	0	9,898	0.0%	0	-		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	7,509 7,699	0 0	0 0	0 0	7,509 7,699	0.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	事業を運営するための人件費、事業費(サロン助成金)、事務費(研修費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	人件費: @1,087円 × 6時間 × 90日 = 586,980円 社会保険料+厚生年金 99,420円 雇用保険料 5,454円 交通費: @242円 × 90日 = 21,780円 事業費: サロン助成金 (@3,000円 × 76か所 + @4,000円 × 39か所 + @5,000円 × 13か所 + @6,000円 × 21か所) × 12カ月 = 6,900,000円 事務費: 消耗品費5,000円 + 印刷製本費30,000円 + 通信運搬費50,000円 = 85,000円										
	増減理由	人件費(時給単価等)と、見込実施回数を変更したため。										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるために整備する地域包括ケアシステム構築において、近隣での通いの場づくりは非常に重要な事業であり、国の示す地域包括ケアシステムの基盤としても示されているため、必要性は十分あると考える。		
	公平性	5	地域の集いの場の活動支援は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会(以下、市社協)が子育てや障害者も含めて主体的に取り組んできた地域福祉推進にかかる事業であり、実績もある。この補助事業は高齢者のサロン活動を拡充させるための支援であり、市社協に委託している住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターによる支援と、当該補助が相乗効果を生むものである。本事業は地域福祉を担う市社協でなければ成し得ないものであり、公平性は確保できていると考える。		
	効果性	5	【評価の理由】 地域に集いの場が多くできることで、高齢者の生きがいづくりや介護予防が推進されるため。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 地域に集いの場が多くできることで、高齢者の交流の機会が増え、介護予防につながるとともに、困っている近隣の高齢者を支え合う仕組みづくりにもつながっていくことから、地域包括ケアシステムの構築には非常に効果があるものと考え。		
	透明性	5 (減点) 0	補助対象が社会福祉法人であり、決算書も提出されることから、透明性は確保できるものと考えている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援活動に不可欠なケアプランに基づく高齢者を対象とした生活援助を住民主体で実施することに対する補助であり、介護保険法第115条45の2第1項の規定に基づいた国の「介護予防・生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に沿って実施している事業であるため、継続の必要がある。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-8  
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	地域介護予防活動支援事業(暮らしまかせて支援事業)										
		予算事業名	社会参加・生活支援推進事業費/地域介護予防活動支援事業費									
		予算事業コード	02421									
2	交付開始年度	令和	1	年度	創設から	8	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	住民が互いに行う生活支援の活動、共に運営・参加する通いの場といった、地域における互助(住民による助け合い)の活動を支援し、地域(地域づくり協議会の範囲)で介護予防と生活支援が一体化した地域住民やボランティアなどによるサービス提供体制を構築することで、地域包括ケアシステムの「介護予防と生活支援」推進に資することを目的とする。										
8	補助対象者	生活支援サービスを実施する地域づくり協議会										
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	1,900	0	0	0	1,900	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	2,000	0	0	0	2,000	0.0%	0	-		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	3,100 2,400	0 0	0 0	0 0	3,100 2,400	0.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	地域づくり協議会による通いの場及び生活支援の立上げ及び運営に係る備品購入、印刷製本、通信運搬、保険等の経費										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	事業費:立ち上げ支援@200,000円×3地区=600,000円 運営支援@200,000円(1・2年目)×8地区+@100,000円(3年目)×2地区=1,800,000円 補助金合計:2,400,000円										
	増減理由	新規立ち上げ3地区、運営支援10地区(1・2年目8地区、3年目2地区)となったため(前年度:新規5地区、運営12地区(1・2年目9地区、3年目3地区))										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	地域における自立した集いの場の活動支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることにつなげていくことで、いつまでも住み慣れた地域で生活していくことを目指していく。		
		(減点) 0			
	公平性	5	市内全域をカバーする28の地域づくり協議会が取り組むことを目指している。		
	効果性	5	【評価の理由】 地域における互助(住民による助け合い)の活動を実施し、地域で介護予防と生活支援が一体化した地域住民やボランティアなどによるサービスを提供することができる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 住民主体の通いの場を充実させ、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することで、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止につながる。		
透明性	5 (減点) 0	実績報告書の提出を義務付ける。			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和7年度

地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援活動に不可欠なケアプランに基づく高齢者を対象とした生活援助を住民主体で実施することに対する補助であり、介護保険法第115条45の2第1項の規定に基づいた国の「介護予防・生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に沿って実施しており、鈴鹿亀山地区広域連合の第9期介護保険事業計画に計画している事業であるため、継続して実施する必要がある。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-9  
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	介護予防普及啓発事業(地域型教室)										
		予算事業名	社会参加・生活支援推進事業費/地域支援事業費(総合事業)									
		予算事業コード	02420									
2	交付開始年度	令和	3	年度	創設から	6	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助						5	所属	長寿社会課		
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	老人クラブ等の地域の団体が取り組む介護予防活動を支援することで、より一層の地域への啓発に繋げる。										
8	補助対象者	単位老人クラブのほか地域で活動する住民主体の団体										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	106	0	0	0	106	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	100	0	0	0	100	0.0%	0	-		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	220 164	0 0	0 0	0 0	220 164	0.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	介護予防教室の開催に係る経費(消耗品、印刷製本費等)										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	助成金 @2,000円×2回×41団体=164,000円										
	増減理由	想定する対象の団体数が減少したため。										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	高齢者が人生の最後まで住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援の活動により、元気な高齢者を増やすことが重要である。地域型教室は、老人クラブ等の住民主体の団体が実施する介護予防活動への支援であり、高齢者がフレイル予防に取り組み、要介護状態に至らないように働きかけるものである。		
	公平性	5	老人クラブは市内に41箇所あり、組織的な活動を行っており、多くの高齢者が参加することが出来る。また、その他の住民主体の団体が実施する高齢者を対象とした介護予防教室も対象としている。		
	効果性	5	【評価の理由】 介護予防活動の機会が増えることにより、要介護状態やフレイルに陥らない元気な高齢者を増やすことが出来る。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 各団体が年に2回以上、介護予防教室を行うことで高齢者への意識啓発に繋がり、介護予防活動が活発化する。		
	透明性	5 (減点) 0	実績報告の提出を義務付ける。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--	--

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-10  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	介護予防・生活支援サービス事業補助金(第3層訪問型サービスB)										
		予算事業名	社会参加・生活支援推進事業費/地域支援事業費(総合事業)									
		予算事業コード	02420									
2	交付開始年度	令和	4	年度	創設から	5	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	日常生活の機能が低下した要支援者又は事業対象者に対して、居宅を訪問し、生活援助を行うことにより、対象者の在宅生活の継続を図ることを目的とし、介護保険事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、訪問型サービスBを行う実施主体に補助を行う。										
8	補助対象者	活動に取り組む地域づくり協議会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	300	0	0	0	300	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	300	0	0	0	300	0.0%	0	-		
		R7年度当初予算額	700	0	0	0	700	0.0%				
R8年度予算要求額	1,000	0	0	0	1,000	0.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	訪問型サービスB(生活援助:対象者本人についての掃除・洗濯・調理・買い物・布団干し・話し相手・付き添い支援・ごみ出し支援・暖房器具等の日常生活に必要な器具に使用する灯油の補給)の提供に係る経費										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	活動支援 @100,000円×10か所=1,000,000円										
	増減理由	活動に取り組む地域づくり協議会が増加したため										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	総合計画の施策である「地域包括ケアシステムの推進」及び高齢者福祉計画の施策である「生活支援・介護予防の推進」と合致するものであり、介護保険事業で実施する地域支援事業として、鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則で定められた事業であるため。		
	公平性	5	市内全域をカバーする28の地域づくり協議会が取り組むことを目指している。		
	効果性	5	【評価の理由】 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための体制整備として効果がある。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 排泄・食事摂取等の身の回りの生活行為が自立しているが一部の生活行為が難しくなっている者への援助を行うことで、自立生活意欲の向上につなげていくことが可能である。		
	透明性	5 (減点) 0	介護保険サービスの制度に則り、介護支援専門員の立てたケアプランをもとに実施するサービスであり、補助対象者が地域づくり協議会であることから、透明性は確保できている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 7 年度

地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援活動に不可欠なケアプランに基づく高齢者を対象とした生活援助を住民主体で実施することに対する補助であり、介護保険法第115条45の2第1項の規定に基づいた国の「介護予防・生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に沿って実施しており、鈴鹿亀山地区広域連合の第9期介護保険事業計画に計画している事業であるため、継続して実施する必要がある。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-11  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	介護予防・生活支援サービス事業補助金(通所型サービスB)										
		予算事業名	社会参加・生活支援推進事業費/地域支援事業費(総合事業)									
		予算事業コード	02420									
2	交付開始年度	令和	4	年度	創設から	5	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	日常生活の機能が低下した要支援者又は事業対象者が、継続的に介護予防に取り組むことができるよう通いの場を設置し、介護保険事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、通所型サービスBを行う実施主体に補助を行う。										
8	補助対象者	活動に取り組む地域づくり協議会										
9	補助金額等	交付先(補助対象者と異なる場合)										
		(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越額の割合(C/B)		
			市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	300	0	0	0	300	0.0%	0	-		
		R6年度決算額	300	0	0	0	300	0.0%	0	-		
R7年度当初予算額	700	0	0	0	700	0.0%						
R8年度予算要求額	1,000	0	0	0	1,000	0.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	通所型サービスB(月2回 おおむね60分程度)の開催に必要な経費										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	活動支援 100,000×10か所=1,000,000円										
	増減理由	取組みを行う地域づくり協議会が増加したため										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	総合計画の施策である「地域包括ケアシステムの推進」及び高齢者福祉計画の施策である「生活支援・介護予防の推進」と合致するものであり、介護保険事業で実施する地域支援事業として、鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則で定められた事業であるため。		
	公平性	5	市内全域をカバーする28の地域づくり協議会が取り組むことを目指している。		
	効果性	5	【評価の理由】 住民主体で通いの場が設置、運営されることで、地域における支え合いによる効果的な介護予防活動が継続的に実施され、その結果、要介護状態に陥らない元気な高齢者を増やすことが出来る。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 要支援者を中心とした介護予防活動を行う通いの場を開催する。		
	透明性	5 (減点) 0	介護保険サービスの制度に則り、介護支援専門員の立てたケアプランをもとに実施するサービスであり、補助対象者が地域づくり協議会であることから、透明性は確保できている。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 7 年度

地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援活動に不可欠なケアプランに基づく高齢者を対象とした生活援助を住民主体で実施することに対する補助であり、介護保険法第115条45の2第1項の規定に基づいた国の「介護予防・生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に沿って実施しており、鈴鹿亀山地区広域連合の第9期介護保険事業計画に計画している事業であるため、継続して実施する必要がある。

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-12  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	介護職員初任者研修費等助成事業										
		予算事業名	介護職員初任者研修費等助成事業									
		予算事業コード	02299									
2	交付開始年度	令和	5	年度	創設から	4	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	長寿社会課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	介護に従事する人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため、介護職員初任者研修等に係る費用の一部を助成する。										
8	補助対象者	介護職員初任者研修等を修了し、介護職員として勤務する予定のある者、もしくは介護職員として従事している者										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金等額	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	0	0	0	0	0	-	0	-		
		R6年度決算額	128	60	0	40	28	46.9%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	400	200	0	0	200	50.0%				
R8年度予算要求額	400	200	0	0	200	50.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	介護職員初任者研修等の受講料のうち40,000円を上限として助成										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	40,000円×5人分=200,000円(補助対象事業費の1/2を補助)										
	増減理由	前年度(2人)と今年度(R7.9月時点3人)の実績により前年度見込みと同額とした。										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	介護現場における人材不足は喫緊の課題であり、対策が必要である。また、訪問介護では本研修の受講が必須であり、研修が受講しやすくなることで、人材確保につながり、介護現場でも研修を受講した職員が増えることで介護の資質向上につながる。		
		(減点) 0			
	公平性	5	介護職員初任者研修等の受講資格等に制限がないため、公平性は確保できていると考える。		
	効果性	5	【評価の理由】 介護職員初任者研修等の受講料の一部が助成されることで、受講者数の増加が見込まれるため。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 自己負担が必要な研修費の助成により、受講しやすくなるとともに、介護職員の資質向上につながる。また、研修受講により賃金のベースアップにもつながり、介護職員の離職を防ぐことにもつながる。					
透明性	5	介護職員初任者研修等に係る修了証や領収書の提出を義務付ける。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--	--

(様式1) 補助金等シート  
(1) 補助内容

長寿社会課-13  
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	補聴器購入費助成金										
		予算事業名	認知症施策推進事業/認知症施策事業費									
		予算事業コード	02428									
2	交付開始年度	令和	7	年度	創設から	2	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助						5	所属	長寿社会課		
6	根拠法令	鈴鹿市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要領										
7	事業の目的・概要	聴力の低下は、耳からの情報が減少し、コミュニケーション不足を招くことから、認知症、うつ病等の発症の危険因子の一つとされている。そのため、聴力が低下している中高年齢者に対して補聴器購入費の一部を助成することにより、補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることを目的とする。										
8	補助対象者	聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない50歳以上の軽度・中等度難聴者										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
			市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—		
		R6年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	1,100 3,300	1,100 3,300	0	0	0	100.0% 100.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	補聴器本体の購入に要した費用 助成金 22,000円×150人=3,300,000円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象事業費の1/2以内を助成(上限22,000円)										
	増減理由	令和7年度の抽選申込者数と申請期間が1年間になることを踏まえた助成対象者数の増										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	聴力が低下している中高年齢者に対して補聴器購入費の一部を助成することにより、補聴器の早期装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることができる。		
	公平性	5	聴力が低下している50歳以上の者が対象であり、特定の個人を対象とするものではないため、公平性がある。		
	効果性	5	【評価の理由】 聴力が低下している中高年齢者のコミュニケーション不足や社会的孤立を防ぐとともに、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることができるため。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 聴力が低下している中高年齢者に対して補聴器の早期装用を促進し、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることができる。		
	透明性	5 (減点) 0	鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく適正な処理にて事務を執行する。		

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

事業開始年度である令和7年度において、医師会や認定補聴器専門店と連携して事業内容や補聴器の早期装用のメリットについて周知し、申請前の抽選申込みの受付を行った結果、助成対象者数(50人)を超える抽選申込みがあり、さらなる事業効果が期待できるため、終期を延長する。